

## 入札における入札参加者が1者の場合の取扱いについて

適正な競争確保を図るため、入札における入札参加者が1者のみの場合の取り扱いについては、次のとおりとする。

- 1 町が発注する建設工事の入札において、入札参加者が1者のみの場合は、原則として、当該入札を無効として取り止めるものとする。ただし、過去の応札状況等から判断して複数の参加が見込めない案件については、事前に大子町建設工事請負業者等資格審査会の審査を経た上で、1者のみの入札でも当該入札を有効とすることができる。
- 2 入札の公告文及び指名通知文には、入札参加者が1者のみの場合は入札を取り止める旨を明示する。
- 3 入札参加者が1者のみの場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
  - (1) 競争参加資格確認申請書の提出期限において、1者のみの申請だった場合
  - (2) 競争参加資格確認後、参加資格ありの者が1者のみとなった場合
  - (3) 電子入札における入札書提出締め切り時において、入札参加者が1者のみであった場合
  - (4) 会場における入札において、入札開始を宣言した時点で入札参加者が入札会場に1者しかいなかった場合（辞退、とりおり等により入札者が1者となった場合を含む。）
- 4 最低制限価格により失格となった入札者及び予定価格超過の入札者については、入札参加者として取り扱う。
- 5 入札を辞退した者については、入札参加者として取り扱わない。
- 6 入札を取り止めた案件を再度公告し入札を行った場合に、入札参加者が再度1者になった場合は、当該入札は有効として取り扱う。
- 7 入札を取り止めた場合は、その旨を町ホームページにより公表する。
- 8 建設コンサルタント業務及び物品役務の入札については、入札参加者が1者のみの場合であっても、当該入札は有効として取り扱う。
- 9 適用は、令和3年5月25日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。